

久喜市国民健康保険擬制世帯の世帯主変更に関する事務取扱要綱の一部を  
改正する告示

久喜市国民健康保険擬制世帯の世帯主変更に関する事務取扱要綱（平成24年  
久喜市告示第369号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市国民健康保険の世帯主に関する事務取扱要綱

第1条中「世帯主となっている世帯」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「台帳法」という。）上の世帯主となっている世帯」に改め、「（以下、「擬制世帯」という。）」を削り、「当該擬制世帯に属する国民健康保険の被保険者」を「当該世帯に属する国民健康保険の被保険者（新規資格取得者を含む。）」に改める。

第2条第3号を次のように改める。

（3） 新規資格取得者 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。次条において「国保法」という。）第9条第1項に規定する届出を行っていない国民健康保険の被保険者の資格を取得した者をいう。

第3条の見出し中「変更の届出」を「変更等」に改め、同条第1項中「変更後の世帯主」を「国民健康保険の世帯主」に、「別記様式」を「様式第1号」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 新規資格取得者で、国民健康保険の世帯主となることを希望するものは、国民健康保険世帯主届書（様式第2号）を提出しなければならない。

第3条に次の1項を加える。

3 前2項に規定する届書を提出する者が国民健康保険の世帯主となる期日は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日とする。

（1） 第1項に規定する届出の場合 届出のあった日

（2） 前項に規定する届出の場合 国保法第7条に規定する資格を取得した日

第4条中「前条」を「前条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、前条第2項の規定による届出について準用する。

第5条の見出しを「（職権による世帯主の変更）」に改め、同条第1項中「、  
変更後の世帯主」を「、前条の規定により世帯主となった者（以下、この条において「第4条世帯主」という。）」に、「擬制世帯主」を「第4条世帯主が属する世帯の台帳法上の世帯主」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3） 台帳法上の世帯主が国民健康保険の被保険者となった場合

第5条第2項中「擬制世帯主」を「台帳法上の世帯主」に、「変更後の世帯主」を「第4条世帯主」に改め、同条第3項中「再」を削る。

別記様式中「別記様式（第3条関係）」を「様式第1号（第3条関係）」に改め、同様式を様式第1号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第5条関係）

国民健康保険世帯主届書

年　月　日

久喜市長　　あて

届出者（国民健康保険の世帯主）　住所

氏名

生年月日

個人番号

私は下記の条件を遵守し、国民健康保険の世帯主となることを希望しますので、下記のとおり届け出ます。

記

遵守事項

- (1) 国民健康保険税を納付すること。
- (2) 国民健康保険の制度上必要な各種届出を行うこと。

住民票上の世帯主同意欄

私は、上記の者を国民健康保険の世帯主とすることに同意します。

年　月　日

（住民票上の世帯主）　住所

氏名

生年月日

個人番号

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。